## 成年後見制度後見人等報酬助成 (平成 29 年度 第 2 期)申請受付

成年後見制度を利用している本人の所得や資産が少なく、報酬の負担が困難であると審査の結果認められた場合に、後見人・保佐人・補助人・監督人(以下「後見人等」)の報酬費用を助成します。

|対象| 平成 29 年 7 月 1 日~平成 29 年 12 月末に家庭裁判所により報酬付与の審判があり、

次の①~⑦の項目全てに該当する人

- ① 成年被後見人(以下「本人」)の住所地が港区であること(住所地特例を含む)。
- ② 助成の対象となる報酬付与審判期間において、本人の住所地が、本助成申請時から遡り引き続き港区であること※継続して港区民である期間のみが助成の対象となります。
- ③ 本人が、報酬付与審判時および本助成申請時に住民税非課税、または生活保護受給者であること。
- ④ 本会の審査により、本人の財産から後見人等の報酬を支出することが困難と認められること。
- ⑤ 後見人等が本会の実施している「成年後見人等候補者紹介事業」に登録(登録予定者を含む)していること。
- ⑥ 他の同様な助成制度を利用し、重複して助成等を得ることがないこと。
- ⑦ 区長申立てのケースでないこと。

## ※本人の財産(預貯金・不動産・現金等)から報酬を支出することが可能な場合は利用できません。

- ※本会の運営委員会により審査し、予算の範囲内で金額を決定して助成します。
- ※成年後見人・保佐人・補助人・監督人が申請してください。
- ※区長申立ての場合は、申立て手続きをした地区の総合支所保健福祉係へご相談ください。
- ※平成30年度第1期の募集については7月頃ご案内の予定です。

#### 申請書〆切日

### ★★まずはご連絡ください★★

# 平成 30 年 1 月 17 日(水) 必着!

助成金

施設入所等のケース 18,000 円/月額 (上限)

それ以外のケース 28,000円/月額(上限)

※監督人の場合は上記の半額が 上限となります。 (申請書の請求・お申込み・お問い合わせ)

〒106-0032

港区六本木 5-16-45 麻布地区総合支所 2 階 社会福祉法人 港区社会福祉協議会 生活支援係

成年後見利用支援センター サポートみなと

(電話)6230-0282

(ホームページ)

http://www.minato-cosw.net

